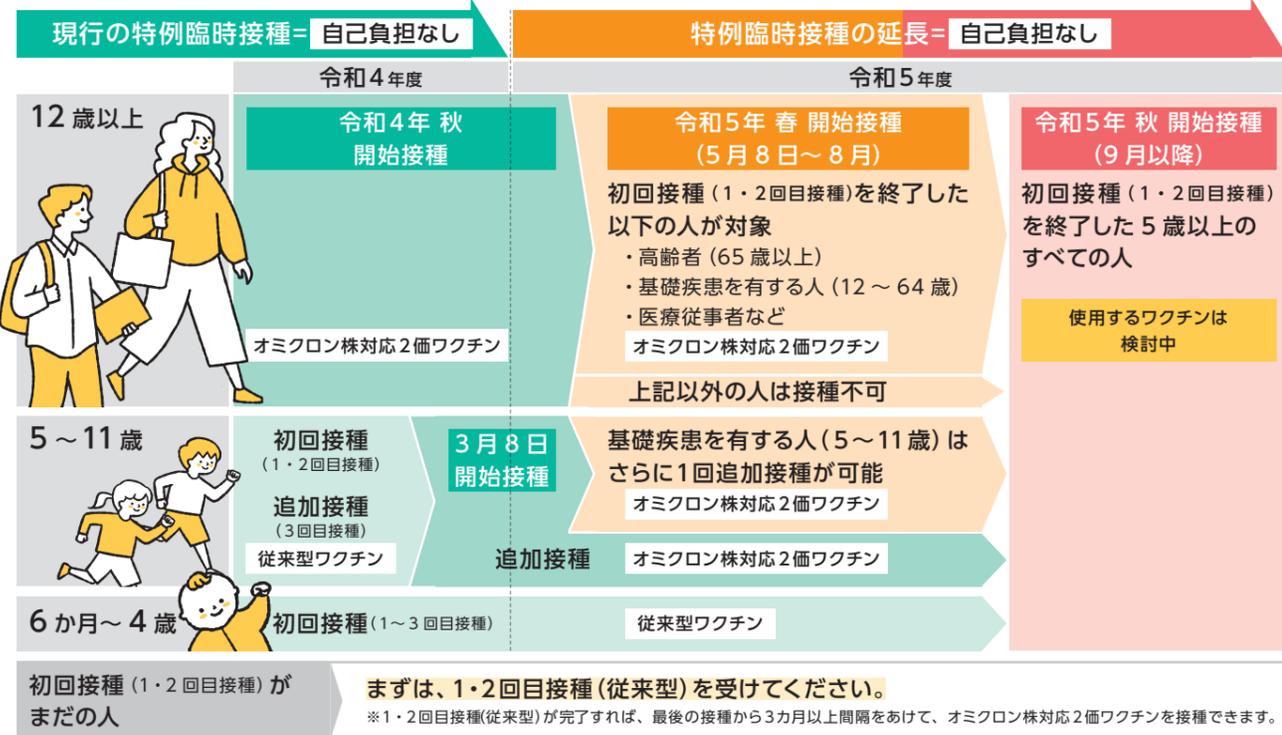


令和5年度も、すべての人が自己負担なしで 新型コロナワクチンを接種できます

令和5年度における新型コロナワクチン接種のイメージ



春開始(5月～8月)接種用の接種券について

- ・65歳以上でオミクロン株対応ワクチンを接種した人には、年齢の高い人から順次発送します。
 - ・5歳以上の基礎疾患を有する人は、市内医療機関または市ホームページから発行申請をお願いします。
 - ・医療従事者や高齢者施設および障がい者施設従事者も市ホームページをご確認いただき発行申請をお願いします。
- ※該当する接種券がお手元にある人は、令和5年度の接種に使用できます。(接種には接種券などが必要です)

よくあるご質問

- Q** なぜ5月から令和5年度の接種が始まるのですか？最後にワクチンを打ってから何カ月あけて打てばよいですか？
- A** 年末年始に流行がみられることに加え、ワクチンの重症化予防効果は6カ月程度で低下するとの報告もあります。さらに、高齢者のオミクロン株対応2価ワクチンの接種ピークは令和4年11月ごろであったことから、高齢者などを対象に令和5年5月に開始します。いずれの人についても、最終接種からの接種間隔は薬事法上3カ月以上あけることとなっています。接種を希望する人は、国が推奨している時期に接種するようにしましょう。
- Q** なぜ、ワクチン接種に本人の同意が必要なのですか？
- A** 感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識をもっていた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただくためです。受ける人の同意なく、接種が行われることはありません。よって、ワクチンを受けていない人に接種を強制したり、差別的な対応をしたりすることはあってはなりません。5歳から11歳のお子様のワクチン接種には、保護者の同意と立ち会いが必要です。

照会 御前崎市新型コロナワクチン接種対策室
☎0537-1154(平日9時～17時)

御前崎市ホームページ
新型コロナワクチンの接種に
ついてのお知らせはこちら▶



5月8日から、新型コロナウイルス感染症は 5類感染症に移行しました

外来医療費は、
季節性インフルエンザと
同程度の自己負担となりました

新たに自己負担金が生じるもの
検査料、処方箋料、薬局での基本料、解熱鎮痛剤や咳止めなどの薬代

引き続き自己負担がないもの
新型コロナ治療薬の薬代(ゾコーバ、ラゲブリオなど)



患者本人や
同居家族に対する
外出自粛要請がなくなりました

外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に個人の判断となりました。その際は、以下の情報を参考にしてください。

- ①発症日を0日として5日間は外出を控えることを推奨します。
- ②5日目まで症状が続いていた場合は、症状軽快後、24時間経過するまでは外出を控えることを推奨します。
- ③10日間を経過するまではマスク着用など周囲への配慮をしましょう。

なお、感染した場合の登校や出勤などは、学校や会社の指示に従ってください。



県(保健所)からの
健康観察・療養支援は
実施されません

高齢者などへの保健所からの調査や健康観察の連絡は実施されません。また、外出自粛期間がなくなることから、食料支援や宿泊療養施設での療養などの支援も終了となりました。

抗原定性検査キットは薬局などで購入できますが、陽性であった場合の県への登録は不要となりました。それに伴い、市からの抗原定性検査キットの配布を終了しました。



※この指針は令和5年4月末現在の情報です。最新の情報については、県または市ホームページをご確認ください。

発熱などの症状で
受診を希望するときは

発熱や咳などの症状で受診を希望する場合、かかりつけ医がいる人は、まずは、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医がいない人は、静岡県ホームページや発熱等受診相談センターで受診可能な医療機関を確認できます。

発熱等受診相談センター
☎050-5371-0561



静岡県ホームページ
静岡県内の発熱等診療
医療機関についてはこちら



照会 健康づくり課 ☎0537-1123